

教育大綱と教育振興基本計画（教育プラン）について

1. 教育大綱の法的位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 **地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。**

2 地方公共団体の長は、**大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。**

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（中略）

8 **総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。**

文科省初等中等教育局長通知（平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号）（抜粋）

第三 大綱の策定について

（2）大綱の記載事項

- ③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、**調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第 1 条の 4 第 8 項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。**なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、**尊重義務違反には該当しないこと。**

2. 教育振興基本計画（教育プラン）の法的位置づけ

教育基本法（抜粋）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 **地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。**